

株式会社横浜銀行が実施する 富士屋ホテル株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所(JCR)は、株式会社横浜銀行が実施する富士屋ホテル株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2022年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

富士屋ホテル株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社横浜銀行

評価者：株式会社浜銀総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、横浜銀行が（富士屋ホテル株式会社「富士屋ホテル」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社浜銀総合研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。横浜銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、横浜銀行及び浜銀総合研究所にそれを提示している。なお、横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済取れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7% を占めるにもかかわらず、付加価値額では

52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹

- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

横浜銀行及び浜銀総合研究所は、本ファイナンスを通じ、富士屋ホテル株式会社の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、富士屋ホテル株式会社がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

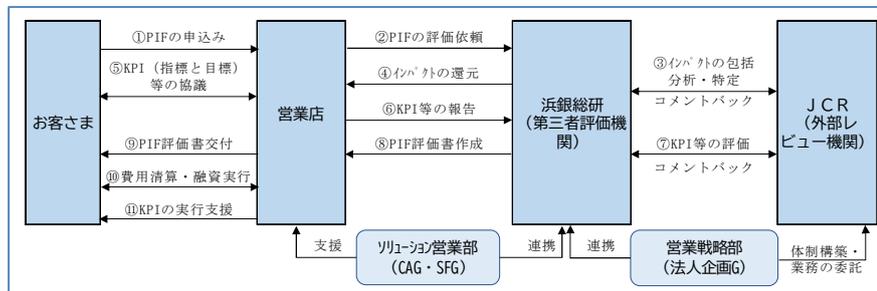
SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、横浜銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：横浜銀行提供資料)

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金3億円以下または従業員300人以下、サービス業は資本金5千万円以下または従業員100人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員20人以下の企業をさす。

- (2) 実施プロセスについて、横浜銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、横浜銀行からの委託を受けて、浜銀総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て浜銀総合研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、浜銀総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である富士屋ホテル株式会社から貸付人である横浜銀行及び評価者である浜銀総合研究所に対して開示がなされることとし、

可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
-

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



(第三者意見責任者)
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

増田 篤

増田 篤

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)



Japan Credit Rating Agency, Ltd.

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブインパクトファイナンス評価書

株式会社浜銀総合研究所は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブインパクトファイナンス原則に則り、富士屋ホテル株式会社（以下富士屋ホテル）の包括的なインパクト分析を行いました。

横浜銀行は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、富士屋ホテルに対し、ポジティブインパクトファイナンスを実施します。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	富士屋ホテル株式会社
借入金の金額	1,326,320,000 円
借入金の資金用途	運転資金
モニタリング期間 (返済期限)	9年9か月(2031年12月)

1. 企業の事業概要

企業名	富士屋ホテル株式会社
従業員数	約 1,000 名
売上高	5,584(百万円)
所在地・事業所 (工場拠点、子会社を含む)	<主な所在地> 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下 359 <以下事業所> 富士屋ホテル 仙石ゴルフコース 湯本富士屋ホテル 箱根ホテル 富士ビューホテル 大阪富士屋ホテル フルーツパーク富士屋ホテル 箱根駅伝ミュージアム フュージョンダイニング F 運営受託保養施設 レストランすみれ亭 レストランあやめ亭 茨城ゴルフ倶楽部 レストラン
主たる事業分野	ホテル・レストラン・ゴルフ場・ミュージアムの経営

● 沿革

富士屋ホテルは、日本初の本格的リゾートホテルとして、箱根・宮ノ下で創業している。間もなく140有余年、激動の時代、高度成長の時代を乗り越えて一歩ずつ成長してきている。

創設者である山口仙之助氏は、日本の美の象徴である「富士」の名を冠したホテルをつくり、さらに外貨獲得のため外国人のみを宿泊客とするそれまでの旅館業では考えられない新しいホテル業を生み出した。

仙之助氏は二十歳の時に日本を立ち、ゴールドラッシュで沸くサンフランシスコなどで皿洗いなどの苦労を重ね、こうした海外での多くの経験が富士屋ホテル創業の原点と言える。

1878(明治 11 年)	富士屋ホテル創業
1893(明治 26 年)	富士屋ホテル株式会社に社名変更
1906(明治 39 年)	大日本ホテル業同盟会設立(現日本ホテル協会)
1914(大正 3 年)	富士屋自動車株式会社設立
1917(大正 6 年)	仙石ゴルフコースオープン
1923(大正 12 年)	箱根ホテルオープン
1930(昭和 5 年)	富士屋ホテルトレーニングスクール開校
1936(昭和 11 年)	富士ビューホテルオープン
1966(昭和 41 年)	国際興業株式会社の傘下に入る
1973(昭和 48 年)	湯本富士屋ホテルオープン
1981(昭和 56 年)	大阪富士屋ホテルオープン
1983(昭和 58 年)	八重洲富士屋ホテルオープン
1985(昭和 60 年)	富士ビューホテル新装オープン
1989(平成元年)	甲府富士屋ホテルオープン
1989(平成元年)	レストラン三島亭オープン
1992(平成 4 年)	箱根ホテル新装オープン
1996(平成 8 年)	湯本富士屋ホテル新館オープン
1997(平成 9 年)	フルーツパーク富士屋ホテルオープン
1998(平成 10 年)	レストランすみれ亭運営開始
2003(平成 15 年)	湯本富士屋ホテル本館新装オープン
2005(平成 17 年)	箱根駅伝ミュージアムオープン
2005(平成 17 年)	FUSION DINING F オープン
2010(平成 22 年)	レストランあやめ亭運営受託開始
2017(平成 29 年)	茨城ゴルフ倶楽部 レストラン運営受託開始
2020(令和 2 年)	富士屋ホテル リニューアル工事を経てグランドオープン

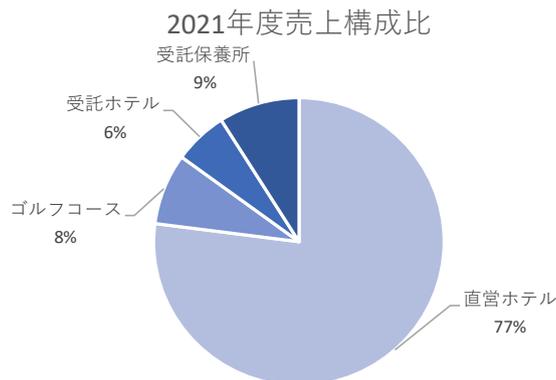
● 事業活動

事業活動は、ホテル、レストラン、ゴルフ場、ミュージアムの経営と多岐に亘る。

下記、図1売上構成比より、直営ホテルの売上が7割を超えており主な収入源となっている。

新型コロナウイルスは、富士屋ホテルの売上にも大きな影響を与えており、2018年比では約4割が減少している。

図 1: 売上構成比



(出所) 富士屋ホテル提供の事業別売上構成比より浜銀総合研究所が作成

● 社是

富士屋ホテルの社是は「至誠」である。創業した1878年以来変わらず従業員へ歴史と伝統に培われたおもてなしの心として刻まれている。富士屋ホテルはスタッフの一人一人がこの「至誠」を胸に、常に時代に合った新しい「おもてなし」を実践し、お客様に感動を与え続けてきている。

「至誠」という社是のもとに培われたホスピタリティの精神は、創業から長い時を経た現在においても変わることなく受け継がれ、すべてのスタッフがこの「至誠」をサービスや行動の基準にしている。

<社是>

【「至誠」極めて誠実なこと。まごころ。】

● 企業理念

「相手の立場に立ち、どうしたら喜んでもらえるかを常に考え、まごころを込めて向き合う」である。富士屋ホテルのスタッフは、社是「至誠」をこう解釈し、お客様に対するおもてなしを実現するために何をすればよいかを、スタッフ一人一人が考えて行動している。

その実現のために、スタッフ全員がサポートし合えるチームワークがあるのも、富士屋ホテルの大きな強みである。

全員が同じ理念を共有し、行動に移せる文化が、多くの人に愛され続ける富士屋ホテルをつくっている。

<企業理念>

わたしたちは、お客様が過ごしたいと思う空気、癒されたいと思うおもてなしを、常にお客様の視点に立って最良の方法で提供するプロであり続けます。

● サービススタンダード

社是を具現化するキーワードとして5つの「S」からなるサービススタンダードとして示している。この5つのサービススタンダードは、スタッフの行動指針のひとつである。

お客様と直接接するスタッフだけでなく、調理や管理部門など、普段はお客様と接する機会があまり多くないスタッフも、自らの仕事の先にあるお客様の存在を意識しながら、常にこの5つの「S」を胸に留め、行動している。

富士屋ホテルの愛され続けるサービスはこういった小さな積み重ねで実現されている。

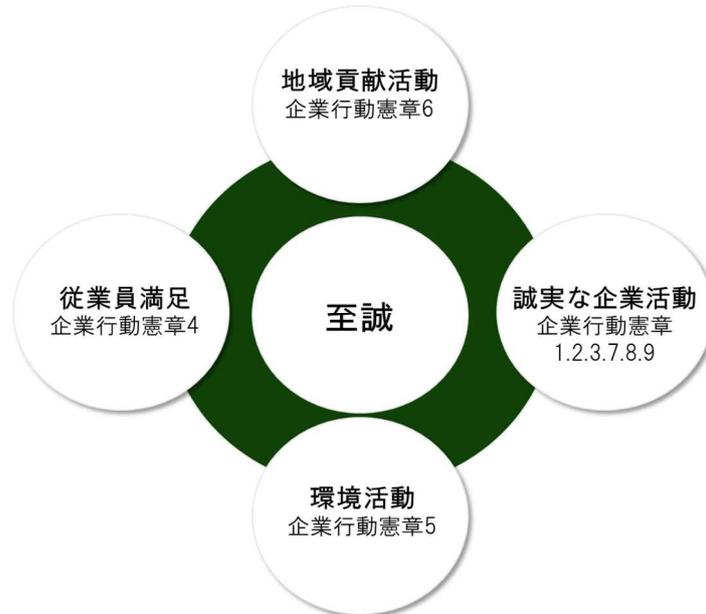
SINCERITY	心をこめて	SECURITY	安全に
SPEEDY	迅速に	SENSIBILITY	目配り、気配り、思いやり
SMILE	笑顔を絶やさず		

● CSR 活動方針・企業行動憲章

社是である「至誠」を中心に基本となる4つの柱を明確にし、企業行動憲章で具現化し推進している。

企業行動憲章の9原則に基づき国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動している。

図 2: CSR 活動方針・企業行動憲章



(出所)富士屋ホテル HP より浜銀総合研究所が作成

1:心からのサービスを提供する	2:適正な取引を行う	3:積極的に情報を開示する
個人情報や顧客情報の保護に十分配慮して、安全な心からのサービスを提供し、顧客の満足と信頼を獲得する。	公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保つ。	企業情報を積極的かつ公正に開示する。
4:働きやすい環境を作る	5:環境問題に積極的に取り組む	6:積極的に社会貢献活動を行う
従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。	環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。	「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7:反社会的勢力に毅然とした対応をとる	8:企業倫理の徹底を図る	9:問題解決に最善を尽くす
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした対応をとる。	経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、従業員に徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。	本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

(出所)富士屋ホテル HP より浜銀総合研究所が作成

これらの活動の推進は、管理本部を中心に取り組み、監査室が適宜監査と見直しを継続し、PDCA サイクルの仕組みを取り入れ実践している。

● SDGs への理解と取り組み

富士屋ホテルが目指す SDGs のゴールは「人が生きる、豊かに生きる、幸せに生きる」「人の健康＝地球の健康」である。

地球環境を守るだけでなく、誰もが平等に生きる喜びを享受し、働きがい、やりがいのある仕事を通じて、社会貢献を進めている。

SDGs を検討するにあたりキーワードとなるものは以下の 4 点になる

- エシカル(ethical)とは、「倫理的」「道徳上」という意味の形容詞
- EGS(Environment, Social, Governance) 環境・社会・ガバナンス
- 「多様性」「楽しく生きる」「ワクワク感」「企業視点と社会視点」
- 幸せ(Well-being ウェルビーイング)

● SDGs 推進案

富士屋ホテルは SDGs を推進するにあたり、①SDGs の理解・浸透、②競合他社事例の把握、③箱根町の環境基本計画の理解・研究などを進めている。

①SDGs の理解としては、SDGs に関する従業員への理解促進のため WEB 学習を実施し、階層によってはカーボンニュートラルの動画等を受講している。

②競合他社事例の把握については、競合先の取り組みの把握と、SDGs のゴールへの紐づきに関して情報収集を行っている。

③箱根町の環境基本計画の理解・研究については、同町の第 3 次環境基本計画(案)についての理解を進め、富士屋ホテルの SDGs との関連を研究するものである。

同計画では目指す環境像の実現に向け、地球環境、自然環境、生活環境、環境保全活動といった環境施策の各分野の基本目標を定め、それぞれの取り組みを計画的に推進し、達成に努めていくものとしている。

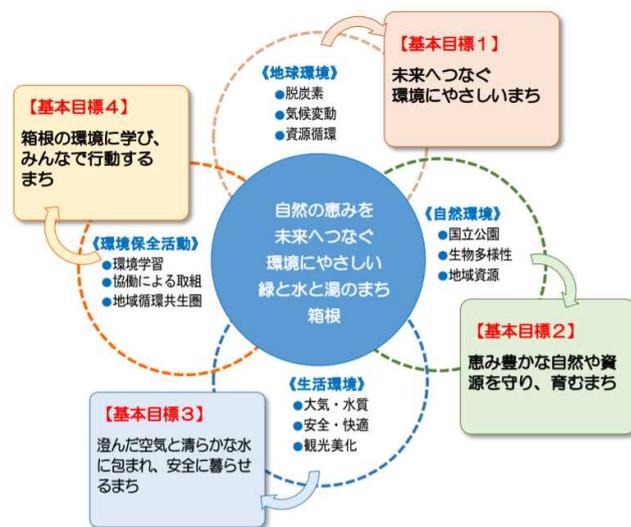
富士屋ホテルがこれまでに活動してきた事例としては、2016 年度から拠点別に CO2 排出量推移の測定、かながわプラごみゼロ宣言の参画(2019 年)、生分解性ストローの採用(2018 年)、アメニティ包材の仕様変更とミニボトルの廃止(2020 年)、小田原城周辺や芦ノ湖周辺の清掃活動、従業員向けの保育園を開設などがある。

2021 年は富士屋ホテル SDGs 元年として、従業員の理解浸透、優先課題の特定、目標設定を行っている。

検討体制は、取締役会直下に SDGs 委員会を設置し、委員長に勝俣社長、メンバーには各支配人、総務課長を任命し、全社横断的に重要テーマについてワーキンググループを招集し検討している。

優先課題特定にあたり、中長期目標を同社の事業戦略や個々の施策における重要な道筋と位置付け、目標達成に向けて各部門が具体的施策を設定し、積極的に取り組みを推進している。

図 3: 箱根町第3次環境基本計画(案)



(出所) 箱根町「箱根町第3次環境基本計画(案)」令和4年 2 月 P29 より引用

2. 【富士屋ホテル】の包括的分析

● 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、浜銀総合研究所が定め、所定のインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FI の定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトが発現するインパクト・カテゴリーとして、「食糧」、「健康・衛生」、「教育」、「雇用」、「情報」、「文化・伝統」、「水」、「生物多様性と生態系サービス」、「廃棄物」、「包摂的で健全な経済」を確認している。それを参考に、各インパクト・カテゴリーに対して、ネガティブ・インパクトとその低減策、ポジティブ・インパクトとその向上に資する同社の活動をプロットし、更に SDGs のゴール及びターゲットへの対応関係についても評価した。

各事業の所在地は国内であり、事業別に UNEP 分析ツールによりポジティブ、ネガティブな項目を判定したものが以下になる。

図 4: 特定したインパクト一覧



項目	ポジティブ	ネガティブ
02.食糧	●	
04.健康・衛生	●	
05.教育	●	
06.雇用	●	●
09.情報	●	
10.文化・伝統	●	
14.水		●
17.生物多様性と生態系サービス		●
20.廃棄物		●
21.包摂的で健全な経済	●	

(出所)UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所が作成

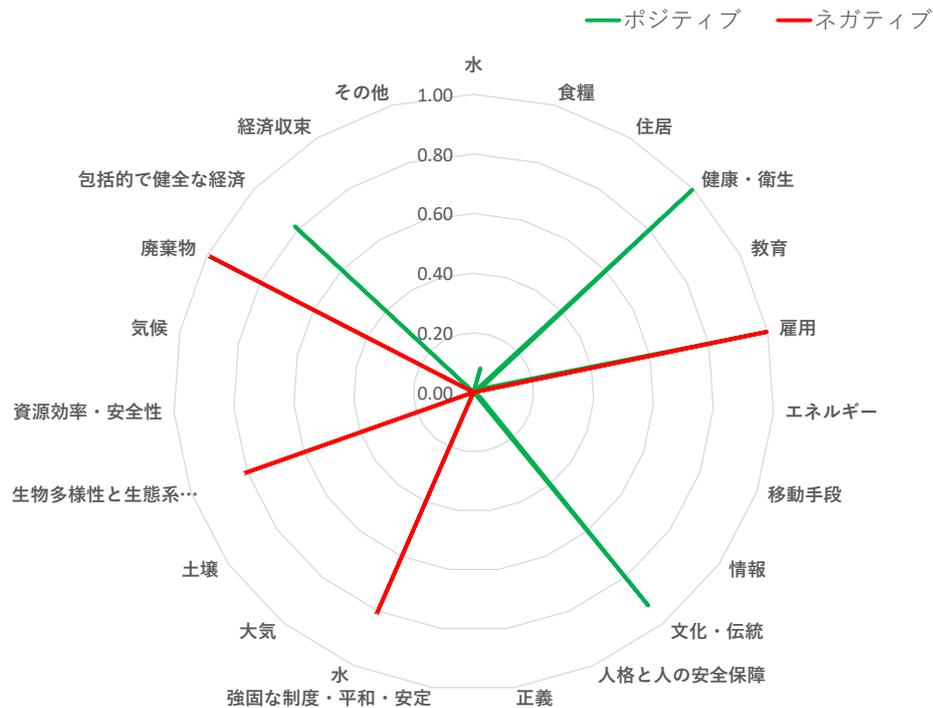
● インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトとPIF 原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

	インパクト	特定したインパクトの項目
①	【フードロス削減等と廃棄物削減】 【地産地消による食糧の持続可能性に貢献】	「食糧」・「廃棄物」
②	【従業員のエンゲージメント向上】 【地域防災連携の維持とコミュニティの形成】	「健康・衛生」・「雇用」
③	【社内外への情報発信】	「情報」
④	【歴史的建造物の維持と文化継承】	「教育」・「文化・伝統」
⑤	【浄化槽交換による水質改善】 【地域の生態系保護】	「水」・「生物多様性と生態系サービス」

*「包括的で健全な経済」についてはポジティブインパクトの判定であるが、アフターコロナを見据えた施策を検討しているものの、コロナの状況が見通せないため、インパクトには該当はするが今回は対象外としている。

図 5: 特定したインパクトレーダー



(出所) UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所が作成

3. 【富士屋ホテル】に係る本ポジティブインパクトファイナンスにおける KPI の決定

以下より特定したポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容を記載する。

- フードロス削減等と廃棄物削減・地産地消による食糧の持続可能性に貢献

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	「食糧」・「廃棄物」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	① フードロス削減・廃棄物削減 ② 地産地消の推進
毎年モニタリングする目標と KPI	① フードロス削減・廃棄物削減 目標: フードロス及び廃棄物の削減を推進 KPI: 年間のごみ排出量を 2017 年度(2018 年 3 月期)比から 10~30%削減を図る ② 地産地消の推進 目標: 地場の食材を使用し付加価値の向上を図る KPI: 地域地場の食材を使用した料理の提供及び加工品の販売

飲食、食糧に関するロスは大きく分けると6つのロスに区別することが可能である。

- ① 食材ロス(仕入、管理、調理、廃棄)
- ② 人件費ロス(シフト管理等)
- ③ 導線ロス(配膳等)
- ④ エネルギーロス(光熱費等)
- ⑤ 機会ロス(商品を提供できない、予約ができない等)
- ⑥ 時間ロス(業務効率化、オペレーション等)

富士屋ホテルでは、フードロス削減への取り組みとして、①に重点を置いている。

施策としては、製菓商品(お土産)のロス管理、食材の仕入れ状況等を加味しお品書きを調整、売れ残り品の社員販売、廃棄食材を賄いとして利用をしている。

廃棄物の削減は、生ごみ量を湯本富士屋ホテル他4事業所では計量を実施している。宮ノ下の富士屋ホテルでも同様の取り組みを今後行っていく予定である。

直近の食品廃棄物等の発生量は以下になる。

図 6: 令和 2 年の食品廃棄物等の発生量

業種	発生量(t)
旅館業	148.7
食堂・レストラン	109.5
合計	258.2

(出所)富士屋ホテル提供の食品リサイクル法報告書(令和 2 年)より引用

可燃ごみ及び廃油回収量のみ焦点をあてると以下になる。

図 7: 可燃ごみ及び廃油回収量

事業所	種別	計(t)	事業所	種別	計(t)
富士屋ホテル	可燃物	105.02	富士屋ホテル	廃油	6.46
湯本富士屋ホテル		101.57	湯本富士屋ホテル		4.39
箱根ホテル		26.10	箱根ホテル		0.50
仙石ゴルフコース		18.53	仙石ゴルフコース		1.11
富士ビューホテル		21.64	菊華荘		0.03
			富士ビューホテル		0.47

(出所) 富士屋ホテル提供の食品リサイクル法報告書(令和2年)より引用

上記可燃ごみの中には紙ごみが多く占めているが、それは請求書や宿泊者の記入用紙等、紙面の使用量が多いためである。

そこで、電子帳簿保存法の観点からも、フロントやホテルゲストの使用する膨大な紙面を廃止し、客室インフォメーションの電子化や紙面による客室内サインの廃止を実施している。これらの施策は、管理コストや手間を省くことなどにつながり、結果として更なる客室業務に注力することができる。

また、プラスチックごみ削減の取り組みについて、2022年度より客室に配置しているペットボトルミネラルウォーターに代わって、ノルダックウォーターやボドリンクウォーター(ホテルスタッフが封入)を導入することを検討している。さらに客室アメニティの包材の変更、ミニボトルの廃止、シリコン使用廃止を検討している。

地産地消の観点では近隣農園で栽培した果物やジャム、コンポート等を販売する他、地場の市場へ買い付けを行い、地場野菜や芦ノ湖の鮮魚などを調理し提供している。

地産地消のメリットは、生産者と消費者(顧客)の距離が近いことで信頼関係を築きやすくすることである。この距離感の仲立ちをするのが富士屋ホテルである。地場産の安全・安心・新鮮な生鮮食品を入手し、料理することで付加価値を向上させ消費者(顧客)のニーズを満たしていると言えるだろう。

このインパクトは UNEP FI のインパクトレーダーでは「食糧」「廃棄物」に該当し、SDGs では「12」のゴールに貢献すると考えられる。

● 従業員のエンゲージメント向上・地域防災連携の維持とコミュニティの形成

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	「健康・衛生」・「雇用」
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	① 従業員のエンゲージメント向上(貢献意欲の醸成) ② 箱根町との防災に関連した地域連携
毎年モニタリングする目標と KPI	① 従業員のエンゲージメント向上(貢献意欲の醸成) 目標: 従業員のエンゲージメント向上 KPI: 従業員の平均勤続年数の維持又は延長 障害者雇用率 2.5%の達成・維持 女性役職者 20%の達成・維持 若年層(入社 1~5 年目)の離職率の抑制 通勤バスの導入及び利用促進(利用者増加) 通勤災害を除く労災件数の 0 件を維持 海外研修生・外国人従業員の雇用 ② 箱根町との防災に関連した地域連携 目標: 箱根町との防災に関連した地域連携の維持 KPI: 災害時の避難場所に指定(継続的)

従業員のエンゲージメントとは、「従業員と企業が二人三脚で、同じ未来を描いているかを示す指標」とも解釈でき、富士屋ホテルと従業員の持続的な信頼関係とも言える。

エンゲージメント向上の施策は以下の5点等がある。

- ✓ ワークライフバランスや女性活躍推進・障害者雇用
- ✓ 保育園の設置
- ✓ 海外研修生・外国人従業員の雇用
- ✓ 労働災害防止
- ✓ 社員寮の移転・通勤バスの検討

富士屋ホテルは、ダイバーシティ推進室を開設しすべての人が活躍できる取り組みを検討している。2015 年に障害者法定雇用率を達成し、2.5%の目標達成を目指している。

富士屋ホテルでは、2021 年には子育て世代の従業員のテレワークを導入し、働き方改革を行っている。少子高齢化が進む中、育児や介護を行う労働者が仕事と家庭を両立して働きやすい環境を提供することで、女性管理監督者の割合を現状 19.6%から 20%以上を目指している。

また、女性の育児休業取得率は高いが、男性の育児休業取得についても 2023 年 4 月から育児休業取得状況の公表の義務化の動きもあり、「育休を取りやすい風土作り」を意識づけるため、男性の育児休業取得割合を現状 1 名の実績のところ、利用実績を 2 割以上にすることを掲げている。

既に取り組みされている内容であるが、従業員および地域枠により近隣ホテル従事者や地元住民も利用可能な保育園を 2017 年に開設した。13 時間(7:30~20:30)の長時間保育が可能であり業界特有の勤務体系にも対応している。箱根町全体の子育てをしながら安心して働く環境づくりに取り組んでいる。

職場環境づくりとして、年に 1 回全従業員へのストレスチェックを行い、従業員の意見や心情にも耳を傾けている。

ストレスチェックの回収率は9割程でストレスチェック回答結果を属性別に偏差値化し、役職別や部署別に集計し、内容に応じて改善策を講じている。改善施策等により従業員の働く環境整備のため作業導線の見直しを行うなど労働災害の防止などにつなげている。

海外研修生や外国人従業員の雇用については、ホテルスクールの外国人研修生を10年ほど前から受け入れ、数名従業員として採用している。しかし、直近はコロナ禍で実施できていないため、アフターコロナを見据えて引き続き受け入れ態勢を準備している。

また、箱根町の人口は減少傾向にあり、持続的に事業を営むには、地域外からの人員受け入れ体制を検討する必要がある。なお、箱根町の多くの従業員はマイカー通勤をしているため、マイカーを所有していない層、特に若年層に対しては、通勤バスの導入を検討している。

既存の宮ノ下や芦ノ湖などの社員寮を小田原市など利便性のよい立地の賃貸にすることで、地域の通勤困難者への対応を検討している。

富士屋ホテルのエンゲージメントの大きな特徴として、従業員の平均勤続年数の指標がある。富士屋ホテルの平均勤続年数は15年と業界値8.2年¹と比較して、長いものになっており、永年勤続(20年、30年)で箱根町商工会から外部表彰されている。

平均勤続年数が長期になる場合、貢献度が低い「ぶら下がりの従業員」の存在も考えられるが、そのようなことはなく、勤続年数15年以上の従業員の多くは専門職として富士屋ホテルの経営理念をよく理解し、従業員間のつながりを大切にしているからこそ長期の勤続に繋がっていると言える。

従業員のエンゲージメントの向上が、従業員一人一人のサービスレベルの向上やお客様の満足度向上に寄与するため、長期的な収益への貢献度も高いと言える。

防災の観点では、箱根町は、少子高齢化による影響で小学校・中学校等の建物が少ない地域である。災害避難場所となる公営の施設や場所が少ないなど、公営の建物自体が不足しており、ホール等も十分ではない状況である。

そこで民間企業が災害避難場所となる施設を提供しており、富士屋ホテルも災害時の一役を担っている。

現状では湯本地域、宮ノ下の温泉地域において富士屋ホテルの提供している施設が箱根町の指定避難場所に指定されている。

2014年に箱根町と「災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定」を締結、想定を超える避難者が発生した場合や避難生活の長期化が予測される場合箱根町の要請により、富士屋ホテル及び湯本富士屋ホテルにおいて、避難者を受け入れ可能としている。(100人程度/1施設あたり、3か月間)

富士ビューホテルにおいても、富士河口湖町と災害時宿泊施設一時使用協定を締結し、近隣地域の災害時支援に取り組んでいる。

上記より箱根町の強靱性(レジリエンス)を構築し従業員、箱根町の住民の災害に対する脆弱性を軽減した住み続けられるまちづくり行っていると見える。

このインパクトはUNEP FIのインパクトレーダーでは「健康・衛生」「雇用」に該当し、SDGsでは「4・8・11」のゴールに貢献すると考えられる。

¹ 厚生労働省「賃金基本統計調査」より宿泊業、飲食サービス業・従業員規模100~999人規模(2015)

● 社内外への情報発信

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト
インパクト・カテゴリ	「情報」
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	地域貢献活動を通じたステークホルダーとの対話
毎年モニタリングする目標と KPI	目標: SDGs通信の発信・SDGs活動のニュースリリース KPI: SDGs活動に関する情報発信数の向上

地域社会を健全に保つことは、富士屋ホテルが持続的成長を実現する上でも重要な役割を果たしている。

地域貢献活動としては、企業行動憲章『5.環境問題に積極的に取り組む』、『6.積極的に社会貢献活動を行う』に基づき、CSR 活動の一環として 2003 年より富士山五合目付近や小田原城址公園などの清掃活動を通して、環境保全及び地域社会に貢献することを目的として行っている。毎年行われる箱根駅伝開催に関連した地域清掃活動も実施している。

これらの清掃活動は、富士屋ホテルが単独で行ったものも含まれるが、箱根エリアにあるプリンスホテル、富士屋ホテル、小田急リゾート、藤田観光、箱根ホスピタリティーの各宿泊施設が、「箱根の町をきれいに」を合い言葉に「箱根クリーンアップ作戦」と称して「リゾート箱根」の価値向上と観光客などに快適なリゾート空間の提供を目指して他社と連携し地域貢献活動を行っているものもある。本取り組みは 2010 年から実施しており 29 回目を迎えている。

このような地域貢献に関する内容を「SDGs ニュースリリース」と称して社外社内へ発信していく。社外の発信については、神奈川新聞への掲載や、プレスリリース等を出すことである。

社内情報としては、富士屋ホテル全社の SDGs の取り組みを従業員に浸透させるために上記清掃活動を含めて「富士屋インフォメーション」という社内報で行う。

このインパクトは UNEP FI のインパクトレーダーでは「情報」に該当し、SDGs では「12」のゴールに貢献すると考えられる。

● 歴史的建造物の維持と文化継承

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト
インパクト・カテゴリ	「教育」・「文化・伝統」
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	歴史的な建造物の保護と文化の継承を行う
毎年モニタリングする目標と KPI	目標: 複数の登録有形文化財の保護と維持 KPI: 登録有形文化財の維持と文化の継承

富士屋ホテルの建物は、1997 年「再現することが容易でないもの」として、7 つの建物が国の登録有形文化財に指定された。歴史的建造物の保護としては、2018 年から 2020 年に耐震補強・改修工事を実施、伝統の継承と新技術を組み合わせた工事を行うことで文化財の保護と伝統を継承している。

改修工事にあたり、スクラップアンドビルドではなく、「今あるものをどう生かすか」という持続可能な開発やリノベーション・リフォームの考え方のもと、「本館」「西洋館」「花御殿」そして「フォレスト館」の 4 棟すべての改修に踏み切った。

この改修工事により震災・火災・水災などマルチハザードに対して、建築・まちのハード・ソフト対策によりリスク低減に大きく貢献している。高い耐災害性能を有した建築は、災害時の人的・物的・経済的被害を減少させることが可能になる。箱根町は小学校、中学校等の公共施設が少なく、これにより有事の際の避難場所を確保することや、瓦礫処理など環境への悪影響も劇的に低減する。さらに、建築・まちの歴史・文化の持続性を高め、資産価値の向上や豊かなコミュニティ形成にも貢献している。

建物だけでなく、家具については新調するのではなく、文化財補修の専門家により復元されている。

図 8: 文化財の補修

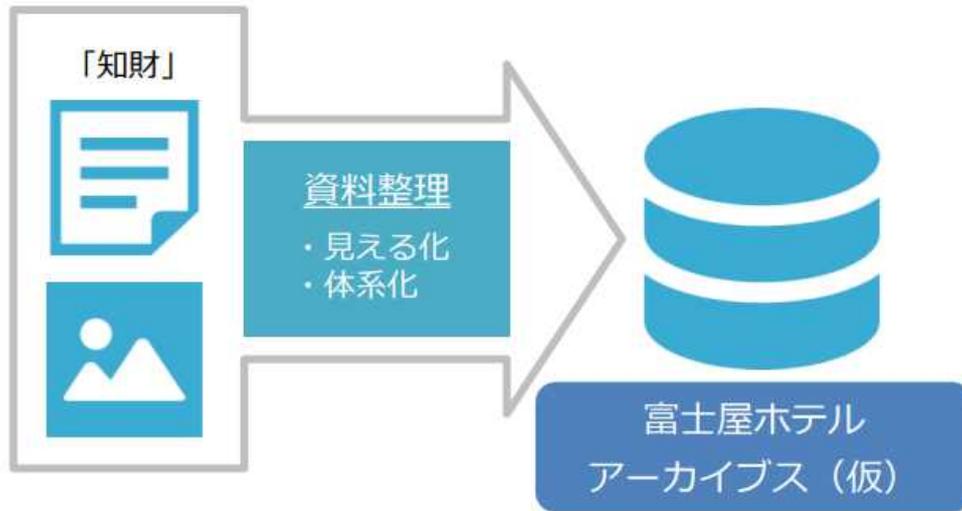


(出所) 富士屋ホテル HP より引用

2028 年には創立 150 周年を迎える。改修工事の際に大正時代からの経営資料や 4 代目がつづった手紙などが発見されミュージアムで展示することを検討している。

また、保有する知財を整理し、構成やストーリーの設計、デジタル化、加工／編集等の作業を通してアーカイブス化しホテル内外のブランディングを構築し、文化伝統を継承する。

図 9: 知財活用(案) 富士屋ホテルアーカイブス



(出所) 富士屋ホテル提供資料より引用

このインパクトは UNEP FI のインパクトレーダーでは「文化・伝統」に該当し、SDGs では「4・8・11」のゴールに貢献すると考えられる。

● 浄化槽交換による水質改善・地域の生態系保護

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	「水」「生物多様性と生態系サービス」
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	① 浄化槽交換による水質改善 地下水を活用した水資源の利活用 ② 森林保護の支援
毎年モニタリングする目標と KPI	① 浄化槽交換による水質改善 地下水を活用した水資源の利活用 目標: 浄化槽の定期的メンテナンスによる水質改善・地下水の利活用と節水 KPI: 浄化槽のメンテナンスの実施(年 2 回) ② 森林保護の支援 目標: 小田原森林組合へ寄付による森林保護の間接的な支援 KPI: 小田原森林組合へ継続的な寄付を行う

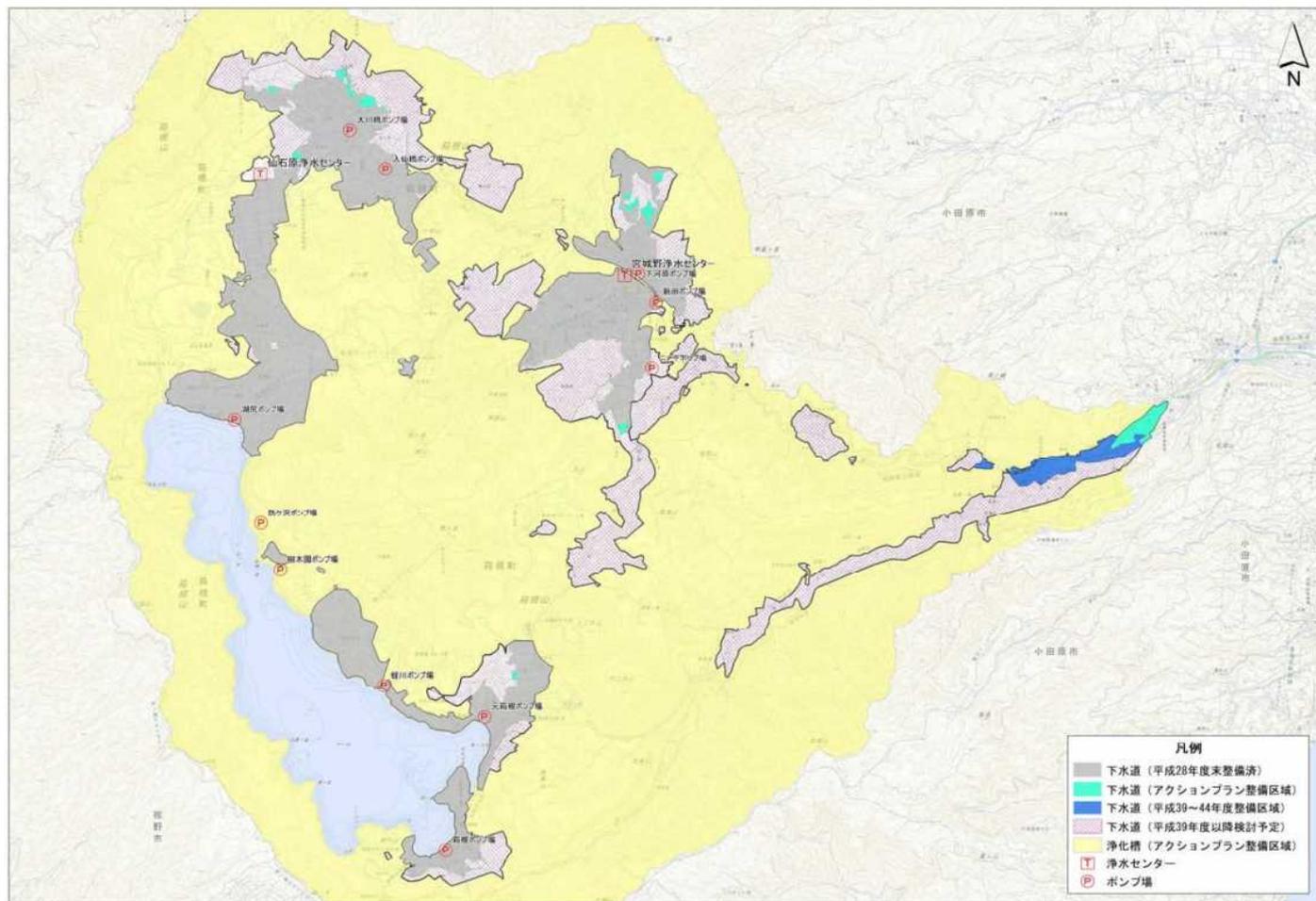
宿泊ホテル業では、入浴や料理、お手洗いなど大量の水を利用する。

箱根町は図 10 にあるように、多くの地域で下水道は整備されておらず、浄化槽を整備することで下水処理を行い排水している。

浄化槽は微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいに浄化する装置である。浄化槽の管理が不十分だと、トイレ・台所・風呂・洗濯などの排水がきちんと浄化されずに放流され、川や海を汚染する可能性があるため、微生物が正常に活動できるよう維持管理を行うことが大切になる。富士屋ホテルでは環境省が定める浄化槽法に則り定期的なメンテナンス(年 2 回)を実施することで持続的な水質改善を目指している。

また、富士屋ホテルでは、上水道以外に地下水も活用し、料理や飲料として使用している。地下水といえど無尽蔵に使用できるものではなく、保全が必要になる。良質な地下水の持続可能性を将来にわたって保全する責任を担っていることから、従業員一人一人が節水を心がけている。

図 10: 下水道アクションプラン



(出所)箱根町 HP「汚水処理施設整備計画(下水道アクションプラン)」より引用

森林の保護については、小田原市の森林組合へ寄付を行い、森林保護に間接的に貢献している。

箱根町は、生物学的研究が盛んだったことから、シダ植物を含めておよそ 1,800 種の植物が自生しており、そのうち、箱根の特産種といって箱根を中心とした地域のみで育成する「ハコネ」という名がついた植物が多くある。動物でも箱根町指定の天然記念物ハコネサンショウウオなども生息している。自然資源の保全を通して、これら特有の動植物の保護に貢献していると言える。

このインパクトは UNEP FI のインパクトレーダーでは「水」・「生物多様性と生態系サービス」に該当し、SDGs では「6・14・15」のゴールに貢献すると考えられる。

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

富士屋ホテルの事業活動は、SDGs の17のゴールと169のターゲットに以下のように関連している。

- フードロス削減等と廃棄物削減・地産地消による食糧の持続可能性に貢献

	ターゲット	内容
	12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

期待されるターゲットの影響としては、フードロス削減による資源の有効活用や廃棄物の削減による温室効果ガス削減に寄与することと、地域食材の活用による地域振興に貢献している。

- 従業員のエンゲージメント向上・地域防災連携の維持とコミュニティの形成

	ターゲット	内容
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

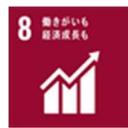
期待されるターゲットの影響としては、働き方の柔軟性や改革を行うことで、従業員のエンゲージメントの向上に寄与し、雇用創出に貢献している。また、行政・地域住民などと連携し、効果的な防災・減災や事業継続を可能にし、地域の暮らしや経済を守ることに繋げている。

- 社内外への情報発信

	ターゲット	内容
	12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

期待されるターゲットの影響としては、社会貢献活動を通じた従業員のみならず、同業他社と連携することで、持続可能な自然との調和を図ることが可能になる。

● 歴史的建造物の維持と文化継承

	ターゲット	内容
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、地域の持つ歴史や文化を地域住民のみならず、多くの観光客、従業員もが知る機会、学ぶ機会、体験する機会をつくることで、歴史や文化を深く理解することにより、地域への帰属意識を高め、新たな創造性を育む源泉としている。文化遺産を後世まで残す・継承することに貢献していると言える。

● 浄化槽交換による水質改善・地域の生態系保護

	ターゲット	内容
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

期待されるターゲットの影響としては、宿泊業・飲食業は大量の水資源を使用するため、排水による水の汚染問題がある。本取り組みは、水質改善、衛生的な水の普及、生態系の保護に貢献していると言える。

- 企業の所在地域において認識される社会的課題・環境問題への貢献
箱根町の総合計画と環境基本計画では、地域の課題を以下のように定義している。

図 11: 地域環境からみた主な課題



(出所)箱根町「第6次総合計画」(平成 29 年 3 月)P22、23 より引用

図 12: 箱根町の環境基本計画上の課題

<p>計画全般 環境情勢や課題に対応した取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町の豊かな自然環境や生物多様性の恵みの継承と気候変動など環境面のリスクからの安全・安心の確保を基本に、持続可能な社会の構築に向けて脱炭素・循環型社会や地域循環共生圏の構築、SDGsに留意した取組の展開が求められます。 ● 町が進めてきた環境基本条例や環境基本計画、地球温暖化対策などへの町民の認識が低いなど、計画推進に向けて情報の発信が重要です。特に、計画が目指す方向や取組方針が町民・事業者・町を訪れた人々と共有できるよう、分かりやすく発信していくことが求められます。 ● 観光に特化した産業が多く、や就業形態が特徴的であるため、観光ニーズや観光産業の振興と一体となった環境保全の取組が課題です。 ● SDGs や環境保全への取組など、環境先進観光地としての魅力づくりとイメージの発信が重要です。 	<p>自然環境 国立公園の保護と利用、箱根らしさの醸成と継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近で魅力ある観光地として、町内外の人々にとって、本町の自然や温泉、歴史文化との多様なふれあいが楽しみ、繰り返し訪ねてみたい、暮らしてみたいと思える環境先進観光地づくりが求められています。 ● 本町の暮らしや産業の基盤である豊かな自然環境や優れた自然景観、森林や水、温泉、歴史文化など、「箱根らしさ」を醸成している地域資源の保護と活用が重要です。 ● 自然の恵みの持続可能な活用に向け、地域資源が環境保全や暮らし・産業などに果たしている多様な役割（生態系サービス）への理解とその向上が求められています。また、気候変動などによる自然環境や生物多様性への影響の回避・軽減などの取組を進めていく必要があります。 ● 近年深刻化している特定外来生物やナラ枯れの拡大、シカの食害や踏み荒らしなどによる生態系や生活環境への影響の軽減が課題です。 ● 自然環境や生物多様性の保全などに向け、国・県との連携、人々が箱根を楽しみつつ地域資源を守り・育み・活用するしくみが必要です。
<p>地球環境 脱炭素、気候変動への適応、ごみの減量化・資源化など、環境にやさしいまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当面、避けることができない気候変動への適応に向けた情報提供と計画的な適応策の推進が課題です。 ● 地球温暖化の緩和に向け、温室効果ガスの排出抑制、カーボンニュートラル（脱炭素）に向けた取組の推進が喫緊の課題です。本計画に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含し、効果的な施策の展開を図っていく必要があります。 ● 事業活動に伴う温室効果ガスの排出割合が高く、事業者の関心も高いなど、脱炭素社会構築に向け事業者との連携強化が重要です。 ● 地形的に分散する居住地や観光施設の特性を生かし、コンパクトでエネルギーロスの少ない自立分散型のまちづくりを進めるなど、エネルギーの効率的利用を図っていく必要があります。 ● ごみの減量化・資源化に向けた4Rの普及促進、排出量の7割以上を占める事業系ごみの減量化・資源化が課題です。また、プラスチックごみの減量と資源化、散乱防止や代替素材活用をはじめ、食品ロス対策や生ごみの減量化、剪定枝や間伐材の資源化などが課題です。 ● ごみ処理の効率化・資源循環の促進、処理経費の削減などに向けて、ごみ処理の広域化を進めていく必要があります。 ● 観光が基幹産業であり、観光サービスと脱炭素・循環型社会の構築の両立が課題です。そのため、SDGsの考え方を活用した新たなサービスの提供など、町・町民・事業者・町を訪れた人々が連携し、様々な分野に効果が波及する取組の展開などが求められています。 	<p>生活環境 誰もが安心して、いつまでも住んでみたいと思えるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や超高齢社会が進む中、良好で快適な生活環境が確保され、誰もが健康で安全・安心して、いつまでも住んでみたい、働いてみたいと思えるまちづくりが求められています。 ● きれいな大気・水環境の維持向上、それらを育む豊かな森林や地下水などの水資源の保全と適切な活用が重要です。 ● 急峻な斜面や活火山を有するため、火山活動や気候変動に伴う自然災害の発生、環境への影響が懸念されるなど、暮らしや観光の安全・安心の確保が課題です。 ● 近年拡大している野生鳥獣被害の防止が課題です。 ● 急峻な地形などにより狭い道路も多く、住民や観光客が安心して日常生活や散歩・ウォーキングが楽しめる歩行空間の確保が課題です。 ● ごみが散乱しない清潔なまちづくりへの町民意識が高く、環境先進観光地として観光美観の継続的な推進が重要です。また、人口減少などが進む中、観光美観の担い手の充実も課題となっています。
		<p>環境教育・環境保全活動 多様な主体との連携・協働の促進、SDGsの推進に向け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然とのふれあいを楽しみながら環境学習・環境保全活動ができる機会の提供、環境教育への支援体制の充実が重要です。また、環境問題や対策などに対する情報提供や普及啓発が必要です。 ● 人口減少や超高齢社会の進展、新型コロナウイルス感染症など、従来の地域社会や環境保全活動の見直しなどが求められています。 ● 多様な分野の活動や幅広い地域や人々との連携促進など、環境保全活動のしくみや交流の幅づくりを一層充実していく必要があります。 ● SDGsの推進や町民・事業者・町を訪れた人々の環境保全活動の展開が進められる「地域循環共生圏」の構築が求められています。

(出所)箱根町「箱根町第3次環境基本計画(案)」(令和4年2月)P26、27より引用

箱根町の少子高齢化は顕著であり、対応が急務となっている。富士屋ホテルは箱根町の一企業であり、持続的な事業を営むことで、雇用を創出し、地域の人口減に対して、一役を担っている。

共働きの世帯も増えてきている中、従業員の働き方は多様化している。テレワークの導入、保育施設の開設など積極的に、男女共同参画社会の実現に向け、職場環境づくりや多様な働き方のできる就業環境の整備に取り組んでいる。

箱根町は活火山地域であり、令和元年には噴火警戒レベル2(火口周辺規制)に指定されている。昨今では首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生確率は70%とされており、もし発生した場合は甚大な被害をもたらすと予測されている。前述にもあるが、富士屋ホテルは、箱根町の避難場所に指定されており、行政と連携することで町民や観光客等を守っていると考えられる。

自然資源活用及び保護の観点では、箱根町は上下水道の未整備の地域が多く点在している。宿泊業や飲食業は多量の水資源を使用するため、排水への影響を個々の企業が十分に注意する必要がある。宿泊業を営む多くの企業は、浄化槽を活用している。富士屋ホテルも同様に浄化槽を活用し水質汚染を防止している。

文化財の保護の観点では、歴史・文化資源や自然環境を将来にわたって継承していくことが望まれている。文化財の保護には定期的なメンテナンス、補修等が必要になる。それらを適切に行い、長期的な保護を富士屋ホテルとしても目指している。先人たちから引き継いだ文化財である建物や家具等のハード面だけでなく、文化財を継承することのソフト面についても考えていくことになる。文化財について理解を深めてもらうために、効果的な情報発信や学習機会の充実を図ることなどが求められている。富士屋ホテルでは、ミュージアムを設立する他、アーカイブスについても検討しており、観光客のみならず従業員への教育も兼ねており、文化の保護と継承を行える体制は構築できている。

5. 【富士屋ホテル】のサステナビリティ経営体制(推進体制、管理体制、実績)

富士屋ホテルでは、組織横断的なプロジェクトチームを結成している。勝俣社長が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動等を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトリーダーやSDGsとの関連性について検討を重ね取り組み内容の抽出を行っている。取り組み施策等は前段に記載した内容である。

中長期的な経営計画との整合性については、2018年～2028年にかけての中長期的ビジョン「FUJIYA GROWING 150」において、外部環境として4つの事業環境変化(超高齢化社会、労働人口減少、第4次産業革命、観光立国推進)を踏まえてSDGs、サステナブルな取り組みについて重点施策として掲げている。

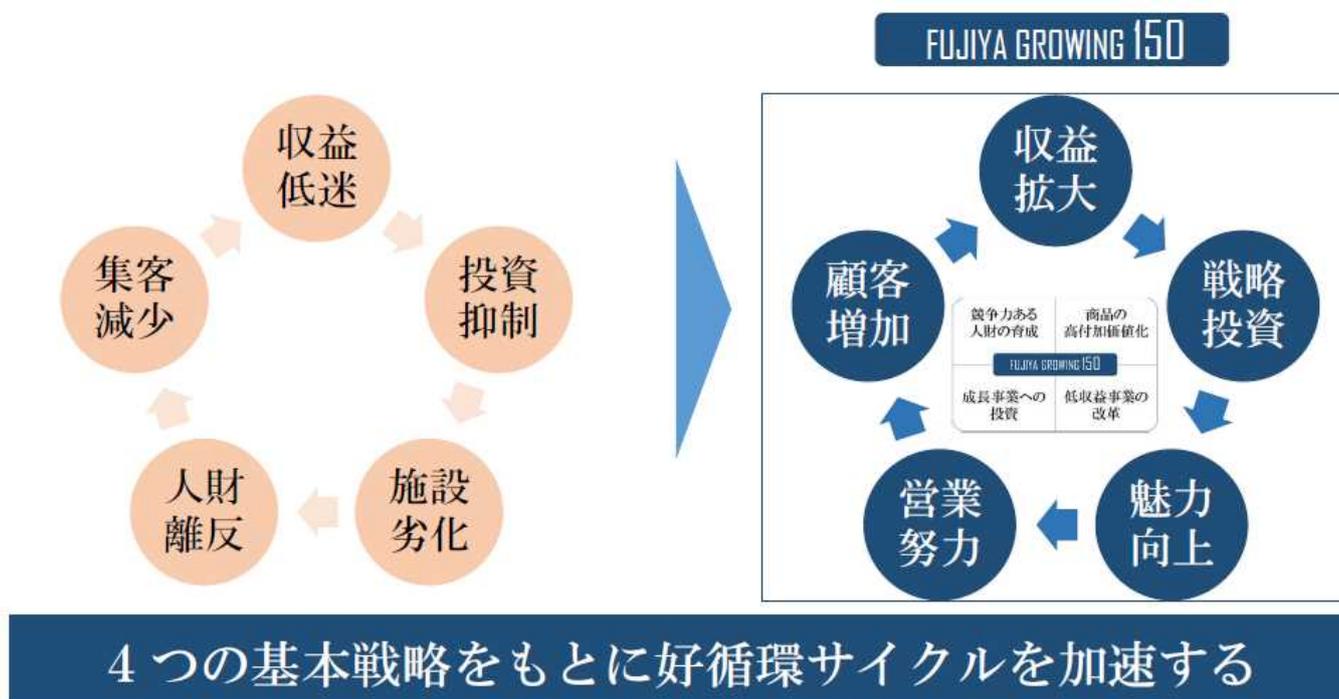
本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、SDGs検討と同様に勝俣社長を最高責任者として統括本部を中心として、全従業員が一丸となって、KPIの達成に向けた活動を実施し、持続可能な事業を実現していくこととしている。各KPIは事業計画に取り込んで達成度合いをモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、宿泊業界が置かれている課題にも積極的に取り組み、神奈川県内はもとより全国の宿泊業をリードしていく企業を目指す。

サプライチェーンの観点では、環境汚染や人権問題等に配慮された調達をすることが責務であるとの認識のもと、調達における環境・社会配慮を行っているほか、商品提供から消費者の使用に至るまでのサプライチェーン全体で、環境への配慮や人権を尊重した取り組みを進めている。

【富士屋ホテル】の責任者	勝俣社長
【富士屋ホテル】のモニタリング担当部(担当者)	本社総務人事部門および各事業所支配人、総務部門
銀行に対する報告担当部	本社総務部

図 13:10年後のVISION達成に向けて



(出所)富士屋ホテル「2028 ビジョン FUJIYA GROWING 150 For the next 次の飛躍に向けて」より引用

6. 横浜銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、横浜銀行と富士屋ホテルの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。具体的には、決算が3月のため、翌4月に関連する資料を横浜銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。

横浜銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは横浜銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング方法	対面、テレビ会議等の指定はない。 定例訪問等を通じて情報交換を行う。
モニタリングの実施時期、頻度	年1回程度実施する。
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討する。

以上